

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………一
……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………一
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(二件)……………一
……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………一
 - 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除及び指定……………三
……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………三
- ### 公告
- 再開発等促進区を定める地区計画の原案……………四
……………(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……………四
 - 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………五
……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………五

告示

●東京都告示第千五百四十三号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和四年十二月五日

東京都知事 小池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

大田区羽田空港三丁目の一部、同所 令和四年十月六日

二丁目一番の一部、二番及び三番の一部並びに羽田空港三丁目一番の一部、三番一から同番十四まで、同番十五の一部及び五番

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

東京都告示第千五百四十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第七百九十五号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十二月五日

東京都知事 小池 百合子

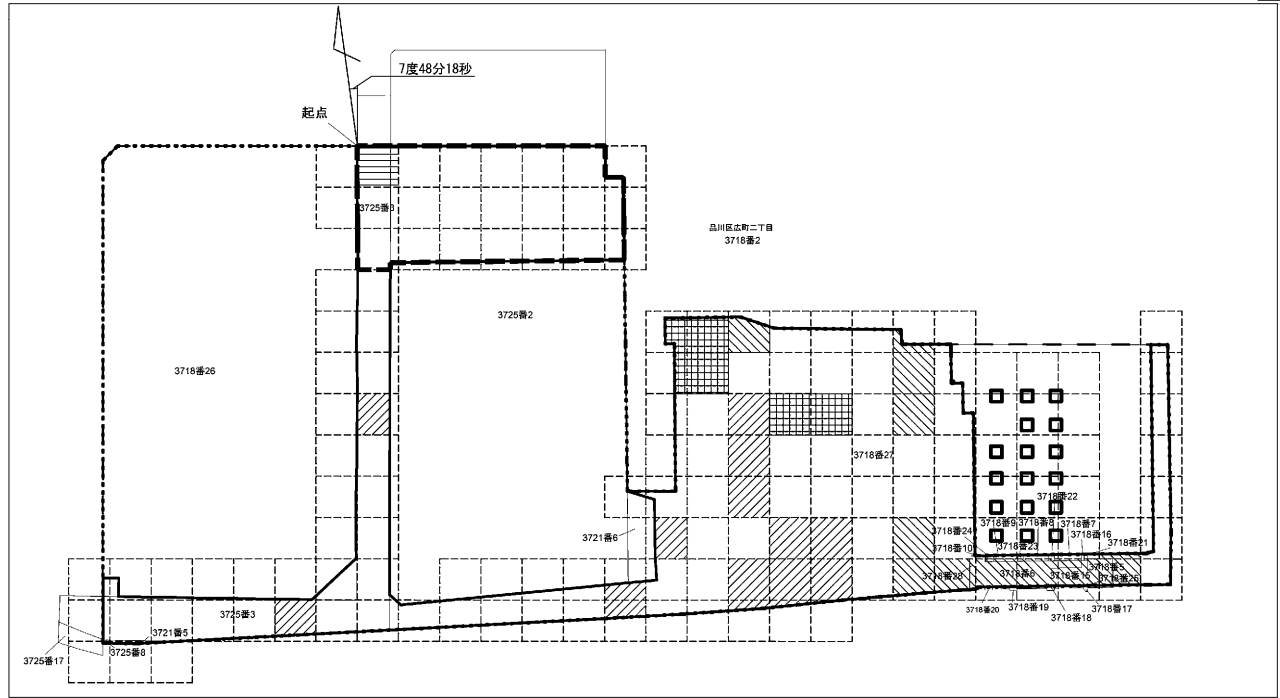
一 指定を解除する区域 別図のとおり(品川区広町二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

—	筆境界	-----	単位区画
—	敷地境界	▨	形質変更時要届出区域 (令和4年東京都告示第1358号により指定した区域)
⋯	土地の形質の変更範囲	▩	形質変更時要届出区域 (令和4年東京都告示第1222号により指定した区域)
—	調査対象地	▧	形質変更時要届出区域 (令和4年東京都告示第795号により指定した区域)
		▦	指定を解除する区域

【起点】
 起点の位置はX=-43386.074, Y=-9092.850とする。(調査対象地の最北端とする。)
 座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(7度48分18秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千五百四十五号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、令和四年東京都告示第七百四十九号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十二月五日

東京都知事 小 池 百合子

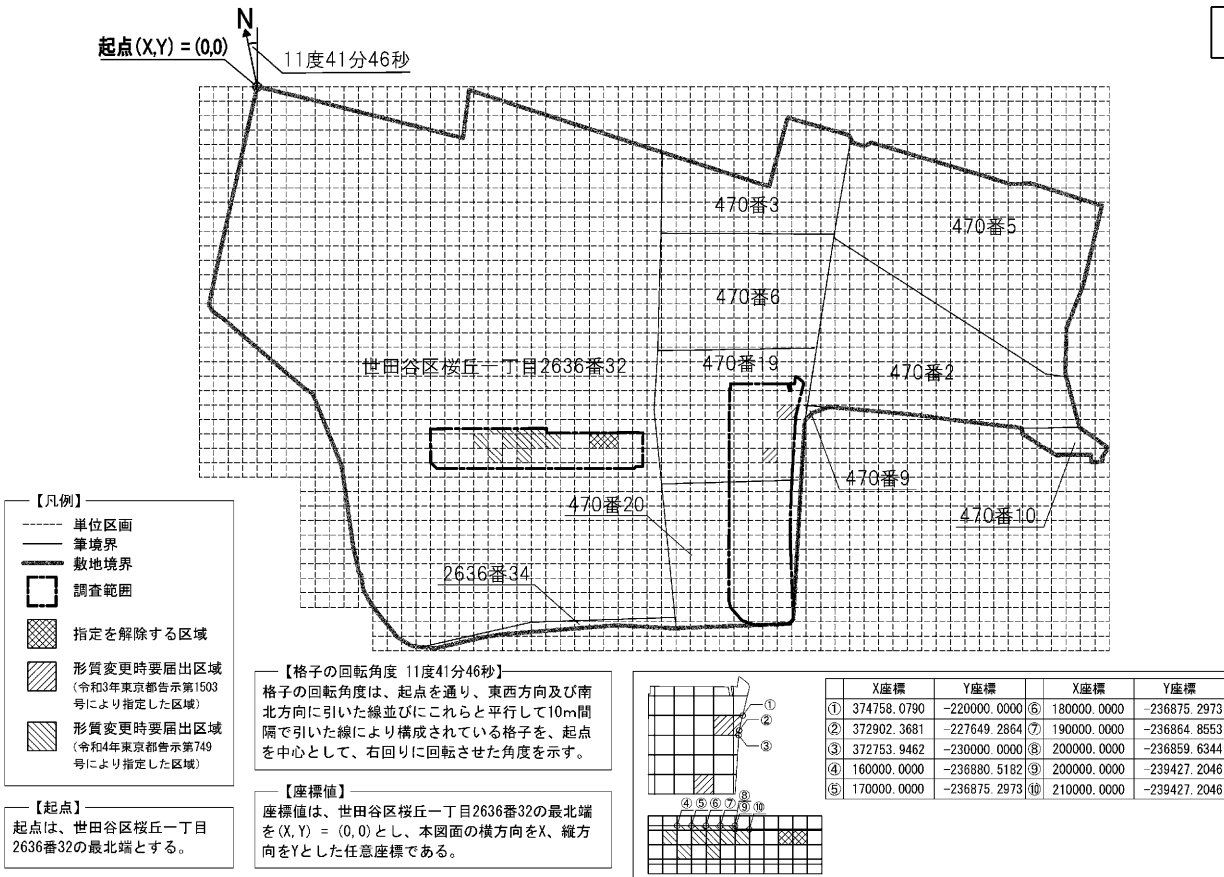
一 指定を解除する区域 別図のとおり(世田谷区桜丘一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



●東京都告示第千五百四十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下「法」という。）第六条第四項の規定により、令和二年東京都告示第四十号により指定した、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）の全部の指定を解除し、法第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、法第六条第五項及び法第十一条第三項において準用する法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十二月五日

東京都知事 小池 百合子

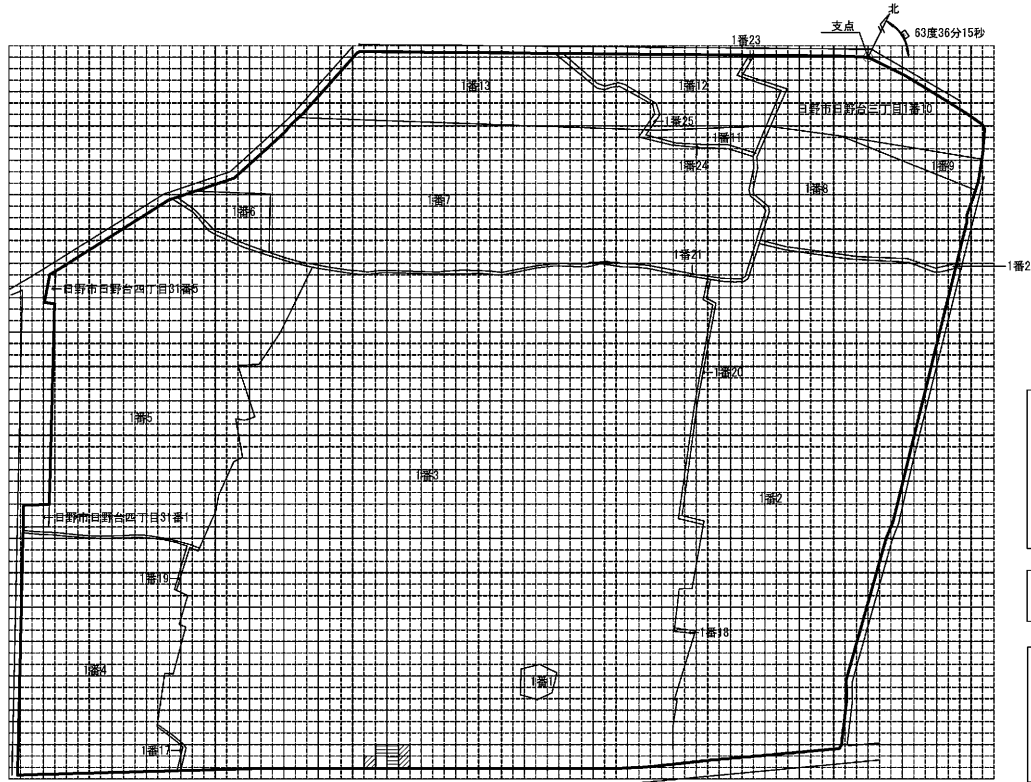
一 要措置区域の指定を解除する区域及び要措置区域の指定を解除し形質変更時要届出区域に指定する区域 別図のとおり（日野市日野台三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 クロロエチレン、一・二・ジクロロエチレン及びトリクロロエチレン

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



凡 例

- 要措置区域の指定を解除する区域
- 形質変更時要措置区域 (要措置区域の指定を解除し、形質変更時要措置区域に指定する区域)
- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界

支 点
支店は日野市日野台三丁目1番10の
敷北端とする。

【格子の回転角度(63度36分15秒)】
格子の回転角度は、支店を通り、東西
方向及び南北方向に引いた線並びに
これらと平行して10m間隔で引いた線
により構成されている格子を、支店を
中心として、右回りに回転させた角度
を示す。

公 告

再開発等促進区を定める地区計画の原案につ
いて

東京都再開発等促進区を定める地区計画等の案の作成手
続に関する条例(平成元年東京都条例第三十六号。以下
「条例」という。)第二条の規定により、再開発等促進区
を定める地区計画の変更の原案を次のように公告し、縦覧
に供する。

なお、条例第四条の規定により、同原案に係る区域内の
土地の所有者及び都市計画法施行令(昭和四十四年政令第
百五十八号)第十条の四に規定する利害関係を有する者は、
縦覧開始の日から起算して三週間を経過する日までに、知
事に対して意見書を提出することができる。

令和四年十二月五日

東京都知事 小 池 百合子

臨海副都心有明北地区地区計画

変更する部分

江東区有明一丁目、有明二丁目、
有明三丁目及び東雲二丁目各地内

別図のとおり

四 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課(東京都庁第二本庁舎十
二階北側)及び江東区役所

五 縦覧期間

公告の日の翌日から起算して二週間

六 意見書の提出先

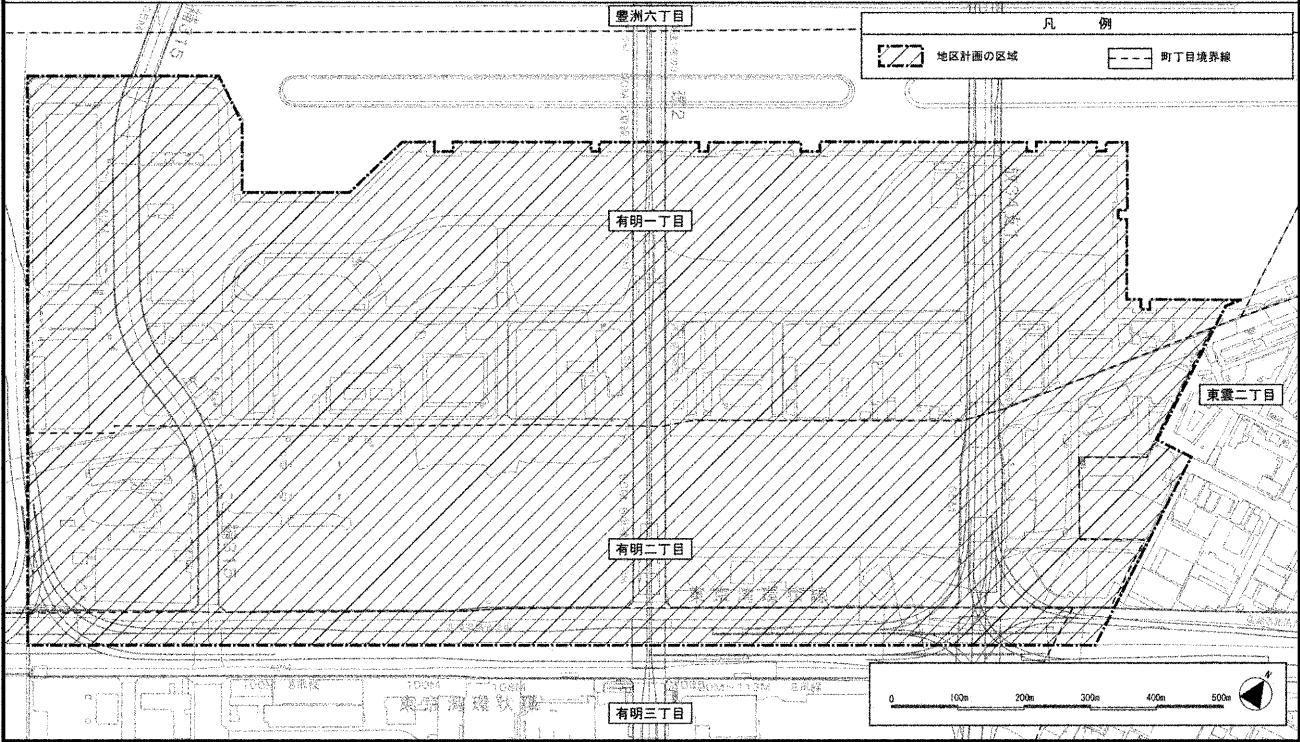
新宿区西新宿二丁目八番一号
東京都都市整備局都市づくり政策部
都市計画課

別図

東京都市計画地区計画
臨海副都心有明北地区地区計画

区域図

[東京都決定]



この地図は、国土地理院長の承認（平 29 国開公第 444 号）を得て作成した東京都地形図（S=1:2,500）を使用（4 都市基交第 733 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号）4 都市基街都第 213 号、令和 4 年 10 月 12 日

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年十二月五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。

令和四年十二月五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 店舗名 高島平団地 2-33-1 号棟
- 二 店舗所在地 板橋区高島平二丁目三十三番一号
- 三 設置者名 独立行政法人都市再生機構
- 四 設置者住所 神奈川県横浜市中区本町六丁目五十番地一
- 五 変更前の設置者の代表者名 上西 郁夫
- 六 変更後の設置者の代表者名 倉上 卓也
- 七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社東武ストアほか十名
- 八 変更後の小売業者 株式会社東武ストアほか九名

<p>九 の氏名又は名称 変更を行った小売業者の氏名又は名称 イオンマーケット株式会社ほか</p>	<p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>
<p>十 変更前の小売業者の代表者名 豊田 靖彦(イオンマーケット株式会社)ほか</p>	<p>十 縦覧期間 令和四年十二月五日から令和五年四月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>
<p>十一 変更後の小売業者の代表者名 乾 哲也(イオンマーケット株式会社)ほか</p>	<p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>十二 変更日 令和四年七月十九日ほか</p>	<p>十二 縦覧時間 令和四年十一月十七日ほか</p>
<p>十三 届出日 令和四年十一月十七日</p>	<p>十三 縦覧時間 令和四年十一月十七日</p>
<p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>十四 縦覧時間 令和四年十二月五日から令和五年四月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>
<p>十五 縦覧期間 令和四年十二月五日から令和五年四月五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>
<p>一 店舗名 光が丘 I M A</p>	<p>一 店舗名 光が丘 I M A</p>
<p>二 店舗所在地 練馬区光が丘五丁目一番一号</p>	<p>二 店舗所在地 練馬区光が丘五丁目一番一号</p>
<p>三 設置者名 株式会社新都市ライフホールディングス</p>	<p>三 設置者名 株式会社新都市ライフホールディングス</p>
<p>四 設置者住所 新宿区西新宿六丁目八番一号</p>	<p>四 設置者住所 新宿区西新宿六丁目八番一号</p>
<p>五 変更前の設置者の代表者名 小林 昭次</p>	<p>五 変更前の設置者の代表者名 小林 昭次</p>
<p>六 変更後の設置者の代表者名 新井田 滝人</p>	<p>六 変更後の設置者の代表者名 新井田 滝人</p>
<p>七 変更日 令和四年十月三日</p>	<p>七 変更日 令和四年十月三日</p>
<p>八 届出日 令和四年十一月十八日</p>	<p>八 届出日 令和四年十一月十八日</p>

発行
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号 三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

